

学校法人京都橘学園情報公開規程

(2011年3月28日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都橘学園(以下、「本法人」といい、本法人が設置する学校を「学校」という。)、が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めることにより、本法人の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資することを目的とする。ただし、個人情報に関する事項については別に定める規程によるものとする。

(社会一般への情報公開)

第2条 本法人は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報を本法人および学校のホームページ等を通じて、広く社会に公開する。

ただし、本条(2)の および の閲覧に関する事項は別に定める規程によるものとする。

(1) 本法人および学校の基本的情報

寄附行為

建学の精神、使命および理念

沿革と構成

役員、教職員数、学校の学生・生徒等の人数、施設・設備の概況等の基礎データ

(2) 経営および財務に関する情報

事業計画書の概要

事業報告書

財産目録の概要

貸借対照表

収支計算書

学生等納付金額

(3) 教育研究活動に関する情報

学校の学則

学校の教育方針

学校の入学者受入方針

学校の教育課程の編成および実施に関する方針

大学(大学院研究科を含む。)の学位授与の方針

大学におけるファカルティ・ディベロップメントの状況

大学教員の研究業績

大学における開設科目のシラバス(教育内容・方法、授業計画、成績評価方法などを含む。)

学校の入試状況

(4) 評価に関する情報

大学の自己評価報告書

外部評価、認証評価、第三者評価の結果およびその対応についての報告書

(5) 監査に関する情報

私立学校法第37条第3項第3号にもとづく監事の監査報告書

私立学校振興助成法第14条第3項にもとづく公認会計士または監査法人による監査報告書

(6) 学生・生徒に関する情報

学生・生徒の在籍状況

奨学金および授業料減免等の就学支援制度の概要および規程

卒業者に関する状況

課外活動団体の活動状況

(7) 情報公開に関する情報

本規程

個人情報保護に関する規程、個人情報保護に関するポリシー

(8) その他

社会一般に公開することを常任理事会が承認した情報

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則 この規程は、2011年4月1日から施行する。